

2021年1月13日

緊急事態宣言発令に伴う定期券の払戻しについて

淡路交通株式会社

いつも淡路交通をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび政府による「緊急事態宣言」が発令され、兵庫県が対象地域として指定されています。これに伴い『定期券の有効期間が緊急事態宣言の期間／1月14日～2月7日にかかる定期券をお持ちのお客様』につきましては、下記計算方法にて払戻しいたします。払戻しについては弊社運送約款による計算とさせていただきます、**特例として払戻し手数料は頂戴いたしません**。なお、払戻しと同時に定期券は回収させていただきます。また、**緊急事態宣言期間終了後、企業が再開された場合、再開日当日より通常払戻しとなりますので、休業期間中に淡路交通窓口／営業時間内にお越し下さい**。

(払戻し計算方法)

- ・定期券の最終ご利用日を確認し、最終ご利用日までを使用済期間とし、**発売額と使用済額(使用済日数×普通片道運賃×往復)との差額を払戻し**いたします。
- ・最終ご利用日は下記方法により判定させていただきますので、ご来店日に関わらず遡っての払戻しをいたします。払戻しを希望される方は少しでも早く淡路交通窓口／営業時間内にお越しくださいますようお願いいたします。
- ・払戻しと同時に定期券は回収となります。払戻し完了後の定期券の復活、再発行は出来ませんのでご了承下さい。
- ・台風災害等で行われる24時間運行休止による日割り計算の払戻しではありません。
- ・使用日数によっては払戻し額が無い場合がございます。

(最終ご利用日について)

- ・通勤定期券の場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止策による休業または出勤抑制による在宅勤務に係る**証明書の提出が必要**です。企業発行の証明書、ホームページでの告知、お得意様へのご案内状、社内報等、**企業名と期間がわかるものであればどのようなものでも対応可能**です。

また、今回、学校は対象とされていませんが、休校となった場合には同様にお取り扱いいたしますので学校発行の証明書、学校ホームページ、保護者の方への通知等、**学校名と期間がわかる書類**をお持ちください。

以上